（経済産業省組織規則の一部改正）

第三条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（大学連携推進室及び企画官）	（大学連携推進室及び企画官）
第二十三条　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。	**第二十三条**　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。
2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　大学連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第八項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。	三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に関する事務のうち同法第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。
3・4　［略］	3・4　［略］
（調査室及び経営安定対策室）	（調査室及び経営安定対策室）
第三百四十八条　［略］	**第三百四十八条**　［略］
2・3　［略］	2・3　［略］
4　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。	4　経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関することに限る。）をつかさどる。
5　［略］	5　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第六十四条に規定する業務に関する事項	八　機構法第十五条第一項第九号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十条、第三十八条、第四十条、第四十六条及び第五十八条に規定する業務に関する事項
九～二十六　［略］	九～二十六　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第五条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（産業復興相談センターの要件）	（産業復興相談センターの要件）
第一条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。	**第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。
一　［略］	一　［略］
二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。	二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。
備考　表中の［　］は注記である。	